

広島県告示第千八十号

河川区域の変更によって、次のとおり廃川敷地等が生じた。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十一月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 河川の名称

一級河川太田川水系指定区間猿猴川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十九年十一月一日

三 廃川敷地等の位置

1 広島市南区西蟹屋四丁目八〇四番三

2 広島市南区西蟹屋四丁目八〇七番二

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

1 五・四九平方メートル

2 九六・八二平方メートル